

2025年1月20日

日本生活体験学習学会 会員各位

日本生活体験学習学会
会長 石村 秀登

学会との共催事業（地方セミナー）の募集について

日本生活体験学習学会では、学会との共催事業（地方セミナー）を開催していただく団体を募集致します。講演会、シンポジウムなどで生活体験（学習）に関するものであれば、事業の内容は問いません。また、実施単位や規模も問いません。

ご希望がございましたら、所定の様式に実施単位（代表者・会員）、事業概要、実施時期等をご記入の上、学会事務局までご提出ください。（メールへの添付による提出も可能です）

募集〆切は **2025年2月20日（木）【期限厳守】**とさせていただきます。

応募いただいた事業の中から学会理事会が団体・配分額を決定します。

記

1. 事業内容

生活体験（学習）に関する講演会・シンポジウム、ワークショップやイベント等

2. 実施時期

選定団体の決定日～当該学会年度末まで

※7月末日以降の開催（年度中の実施完了）となる場合には、実施計画書等を事前に学会事務局に提出ください。

3. 募集対象

- ・ 日本生活体験学習学会の個人・法人会員が所属する団体、またはその活動や運営等について会員が責任を持って推薦できる団体であること。
- ・ 生活体験学習に関する事業であること。

4. 補助額

50,000円以内（1事業）

- ・ 補助額については、学会理事会が団体・配分額を決定の上、正式に通知します。
- ・ 補助額を超えた支出を要する場合は、団体にてご負担いただくこととなります。

5. 事業実施後

事業実施完了後、①実施報告書ならびに②会計報告（様式任意）を学会に提出ください。（提出された実施報告書は、事務局だより・学会HP等に掲載されます。）

6. その他（学会からのサポート）

- ・ 事業の実施に際して、要請があれば助言・サポート等を行います。
- ・ 当該事業に関する講師派遣について希望テーマ等をお知らせいただければ、学会員の中で適切な講師の選定・日程調整等を行い、講師を派遣します。

以上

【学会事務局】

〒870-1192 大分市大字旦野原 700
大分大学教育学部 永田研究室内
電話/FAX：097-554-7559
E-mail：info@seikatsu-t.org
学会HP：http://seikatsu-t.org

学会との共催事業（地方セミナー）募集要項

趣旨

日本生活体験学習学会は、生活体験学習における一層の実践の深化に向けた社会貢献活動として、学会との共催事業として地方セミナーの開催を支援する。地方セミナーは、学会員に広く事業案を募り、会員外の対象者向けの事業として実施する。また、地方セミナーを開催する会員・団体に対して、学会は開催に向けた補助・支援を行うとともに、事業の計画や成果を会員へ還元する。

なお、この貢献活動は、講演会・研修会等への講師派遣と、開催等に係る予算の支出という2つの支援方法である。

対象・内容

- ・ 学会に所属する会員を中心とした団体、またはその活動や運営等について会員が責任を持って推薦できる団体等
- ・ 申請書を学会において審査の上、補助する団体・金額を決定する（予算額を上限とする）
- ・ 講演会、シンポジウム、ワークショップや体験活動のイベント等で生活体験（学習）に関するものであれば、事業内容は問わない。また、実施単位や規模も問わない。
- ・ 補助は、申請のあった事業に関する支出に当てることができる（使途は問わない）
- ・ 希望者・団体は申請にあたり、事前に学会事務局より適切な相談者の紹介を受けることができる

予算 50,000 円（1 事業）

実施時期

選定団体の決定日～当該学会年度末まで

※7月末日以降の開催となる場合には、実施計画書等を事前に学会事務局に提出ください。

選定条件

- ・ 日本生活体験学習学会の個人・法人会員が所属する団体、またはその活動や運営等について会員が責任を持って推薦できる団体であること。
- ・ 実施する際は、「日本生活体験学習学会」を共催団体とするとともに、補助を受けていることを明示すること。
- ・ 選定された団体等は、事業の実施完了後、使用内訳を明記した実施報告書ならびに会計報告（様式任意）を学会に提出すること。
なお、提出された実施報告書は、選定団体の了承を前提として、学会 HP ならびに学会誌に報告として活用・掲載させていただくことがあります。

学会とのかわり

- ・ 学会は、選定された団体・事業の実施に際して、先方からの依頼があれば助言等を行う。
- ・ 選定された団体・事業から学会員に対する講師派遣の依頼があった際は、講師の選定・交渉・日程調整等を担う。
- ・ 助言ならびに講師派遣に関しては、社会貢献部会が担当する。
- ・ 社会貢献部会は、事業の進捗状況に対して理事会等において報告を行うとともに、重大な事案が発生した場合は、理事会に諮る。

具体的な進め方

